『御殿場市の災害時における対応について』

~ 市災害対策本部と医療救護本部の連携を考える!~



令和7年11月13日 御殿場市危機管理補佐監

御殿場市HP 〇 防災出前講座資料 令和7年度4師会合同 医療救護訓練(参照)

主要略歴

御殿場市役所 危機管理補佐監 兼 課長

杉 本 嘉 章(すぎもと よしあき) (S36(1961). <u>5. 12生</u> 64才)

◆ プロフィール

静岡県御殿場市出身)

昭和52年 陸上自衛隊少年工科学校入校

平成 5年 第6戦車大隊第2中隊長(宮城) 平成7年 (株)アサヒビール研修

平成14年 第12偵察隊長(群馬) ※新潟県中越地震(H16)

平成17年 イラク復興業務支援隊作戦幕僚(サマワ) 平成18年 統合幕僚学校学生(東京)

平成19年 新潟県中越沖地震現地調整連絡幹部(新潟) ※新潟県中越沖地震(H19)

平成20年 第71戦車連隊長(北海道)※ 有珠山地域担当(H2O)、北海道胆振東部地震(H3O)

平成22年 自衛隊高知地方協力本部長(高知)※東日本大震災(H23)現地視察

平成24年 陸上自衛隊幹部学校主任教官(東京)

平成25年 東部方面総監部総務部長(東京)※伊豆大島豪雨災害(H25)、御嶽山噴火(H26)

平成27年 西部方面混成団長 兼 相浦駐屯地司令(長崎·佐世保市) ※熊本地震(H28)

平成29年 陸将補 早期退職

平成29年4月 御殿場市役所入庁 危機管理課長 平成30年 危機管理監(部長級)

令和 4年4月 現 職 ※令和元年台風19号(R1)、熱海市伊豆山土石流災害(R3)

令和 元年 市民大学・シニア大学・御殿場看護学校講師(災害・国際看護学)、民生委員児童委員協議会令和 5年 企業等各種セミナー講師(御殿場商工会、岳南建設、とらや、ホテルオークラ東京ベイ 他)令和 6年 台湾全国防災教育者国際実務研修講師 令和7年度 第3陸曹教育隊 陸曹中級課程講師



説明内容のポイント

Q:災害時の市役所・消防の動きが不明?

- 1 自然災害、特に地震による被害想定は?
- 2 発災から災害対策本部設置までの流れは?
- 3 災対本部と医療救護本部の情報共有・連携は?







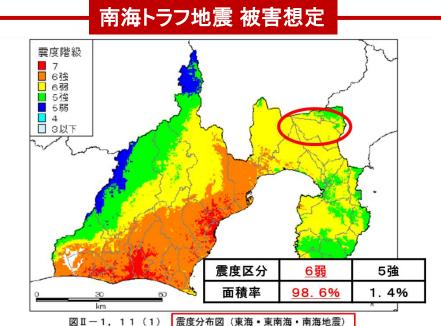
講話項目

I 御殿場市の防災上の特性

Ⅱ 災害対策本部の設置・組織・活動

Ⅲ 医療救護本部との連携・情報共有

Q1: 南海トラフ・相模トラフ どちらが被害が大きい?



(注)内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

◎ 建物被害(御殿場市)

区分	全壊	半壊	火災
棟数(棟)	約200	約1, 300	約10

建物棟数・・・30,008棟

御殿場市内の5%の建物に被害

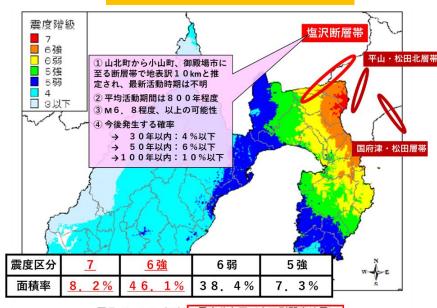
避難者数:約5,400人(避難所:約2,700人、避難所外:約2,700人)

◎ 人的被害(御殿場市)

区分	死者	重傷者	軽傷者
建物倒壊		約30	約200
(家具等の転倒)		(約10)	(約40)

1.000人中の約3人が重軽傷者





図Ⅱ-1,15(1) 震度分布図(大正型関東地震)

◎ 建物被害(御殿場市)

レベル1(冬・夕)

区分	全壊	半壊	火災	
棟数(棟)	約4, 440	約5, 200	約700	

建物棟数・・・30,008棟

御殿場市内の約35%の建物に被害

避難者数:約23,800人(避難所:約11,900、避難所外:約11,900人)

◎ 人的被害(御殿場市)

レベル1(冬・深夜又は早朝)

区分	死者	重傷者	軽傷者
建物倒壊	約40	約500	約1.300
(屋内収容物移動等)	(約20)	(約70)	(約300)
火 災			約10

100人中の約2人か死者・重軽傷者

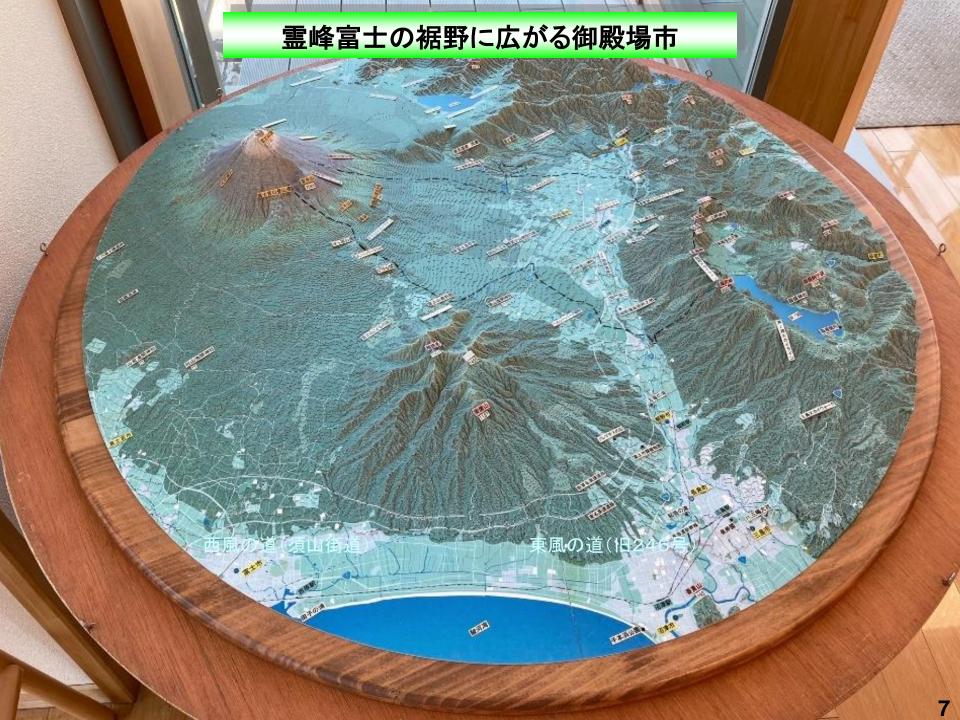
Q2:御殿場市は災害が多い?少ない?

(台風:6件 集中豪雨:1件 低気圧:1件 大雪:1件 地震:3件)

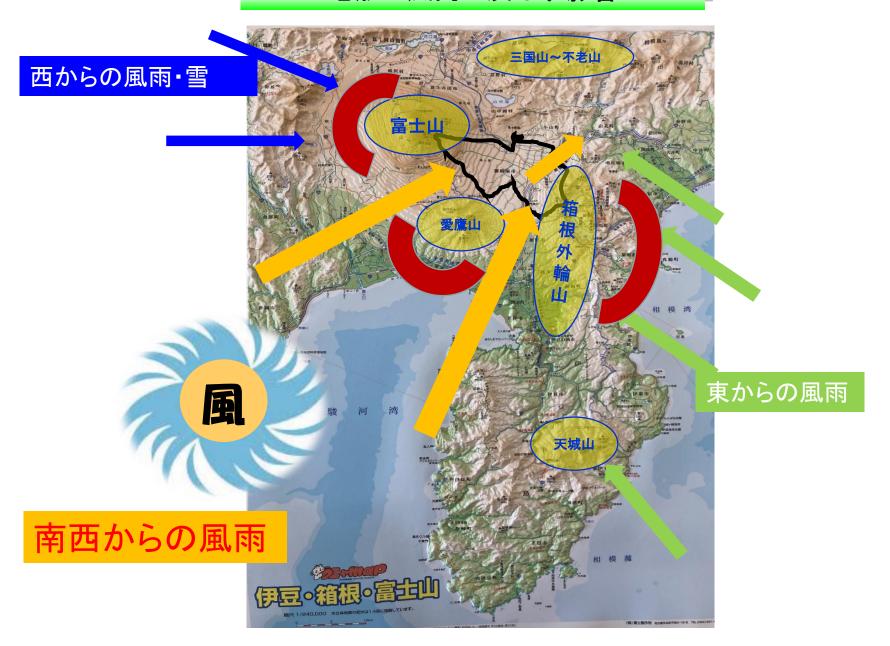
(昭和41年9月24日~令和元年10月12日)

御殿場市の災害上の特性

- ①南西(7時)からの風雨に弱い地形
 - ②箱根外輪山西麓の急峻地形
 - ③分水嶺(小高い尾根)



地形が風向に及ぼす影響



熱帯低気圧の影響(7/26 09:30) ⇒『土砂災害警戒情報』発令





土石流(30)

土石流

豪雨によって山から崩れ てきた土砂や石や岩が水と 一緒になって、ものすごい 勢いで流れ落ちてくるもの

- ※ 速度は、時速40~50 km//hにもなります。
- ※ 大きな岩も流されて危険

土砂災害警戒区域

十砂災害警戒区域 十砂災害特別警戒区域 ★ 東山区 急傾斜地の崩壊(21)

土石流(30)

二の岡

★ 萩蕪区

★ 中山上区

中山下区

★ 神山区

★ 沼田区

★ 大坂区

★ 高内区

★ 尾尻区

警戒区域該当区 11コ区

122世帯

310人

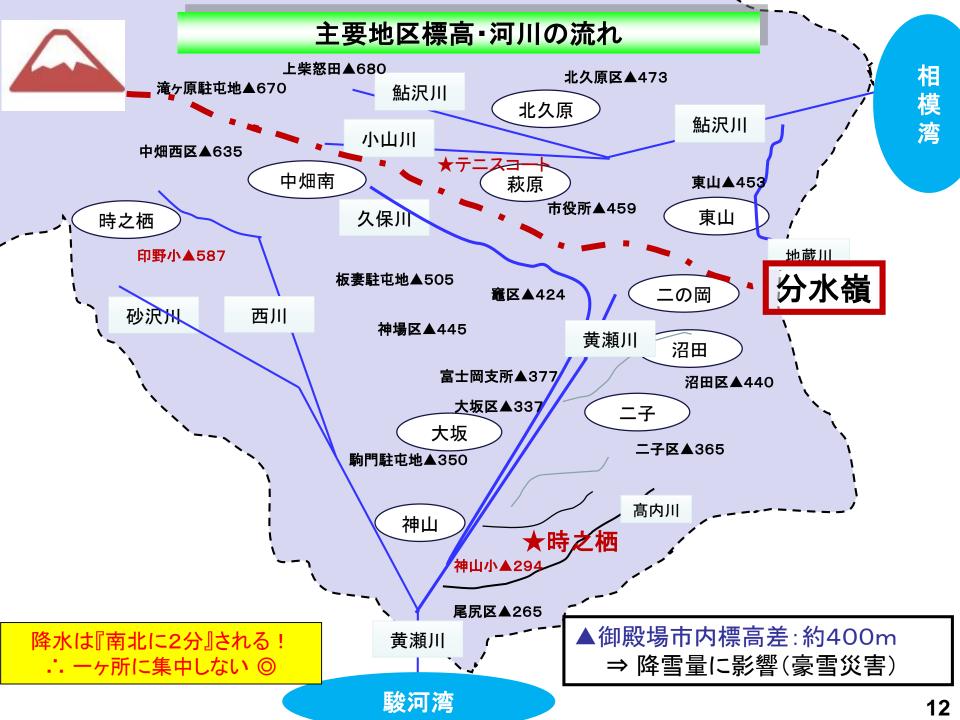
がけ崩れ(急傾斜地) 豪雨によって急な斜面が 突然崩れ落ちるもの

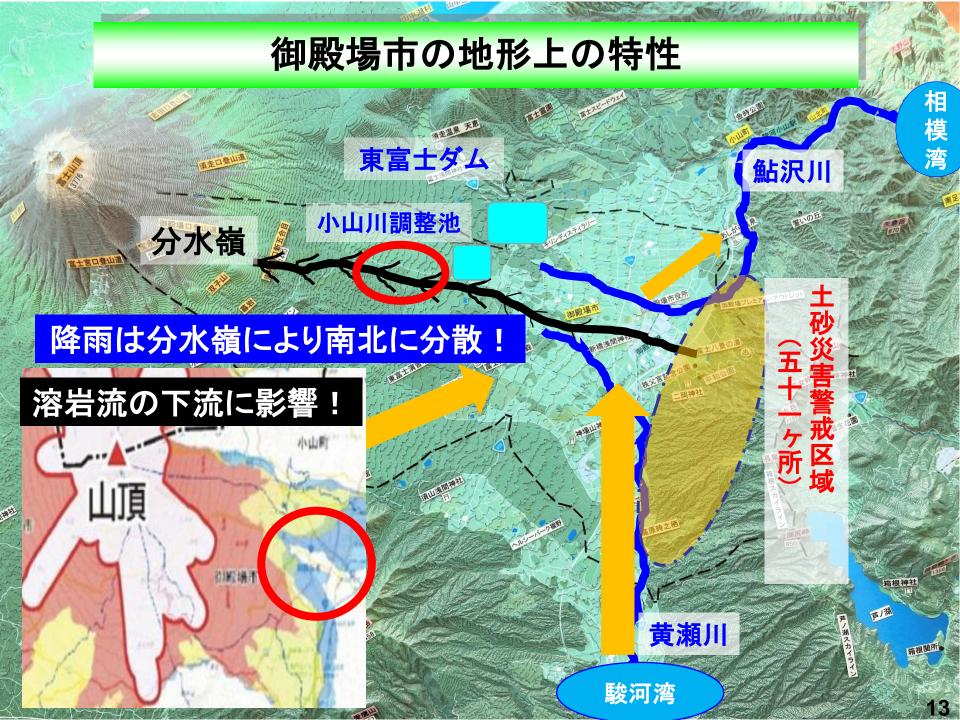
がけ崩れ(21)

※ 一瞬のうちに起こることが 多いため、家が壊れ、逃げ遅 れて亡くなる人が多い。

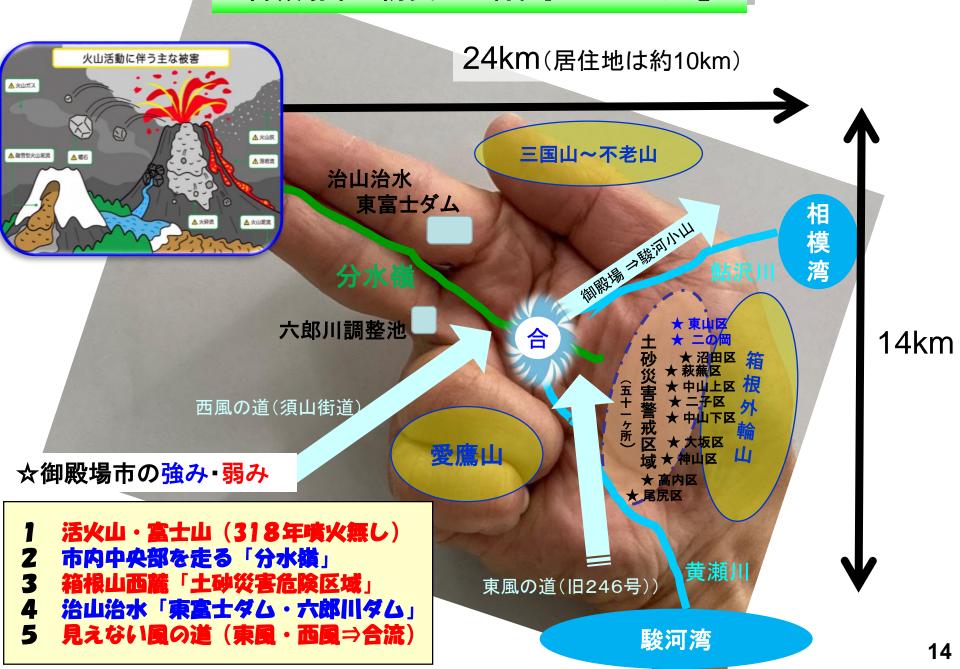
分水嶺(小高い丘)による影響







御殿場市の防災上の特性『ハンドサイン』



講話項目

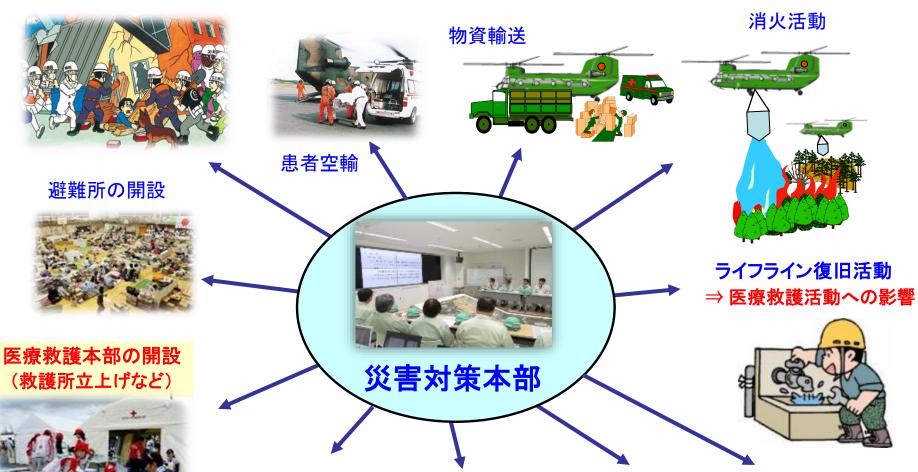
I 御殿場市の防災上の特性

Ⅱ 災害対策本部の設置・組織・活動

Ⅲ 医療救護本部との連携・情報共有

主要な災害応急対策

搜索•救助



災害ボランティア本部

入浴支援



給水•給食支援



埋火葬対応(検案)



震災における災害対策本部の活動

ĽN.	17Hz		第I期	第II期	第III期	第IV期
段	階八	予防	即時対応期	応急対応期	本格対応期	復旧・復興期
区	分		(発災当日)	(1~3日程度)	(3日~1W)	(1W~数年)
状	況	★ 前震	 ★ 地震発生 <i>/</i>	被害状況の判明/		
1/\	<i>1)</i> L		★ ライフライン(電気・水	道・ガス・電話・交通等)寸断	★火災 ★津波 // 富:	士山噴火
災対	害応	防災教練 防災会議 防災会 非常 の は	◆ 共助(地域の人		、大規模災害では行政	
災策なの	帝2	規則整備 本部付班 図上訓練 総合訓練	◆市役所職員参集 ①情報活動 ★災害対策			書広報 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
活	動	防災訓練	● 人命救助 ■ 避難所の問訟	● 救護所の運営 ● 行方不明者捜	● 被災者生活支	援 ●ライフラインの復旧

行方不明者捜索

2次被害防止

避難所の開設

医療救護本部開設

容

待機任務

内

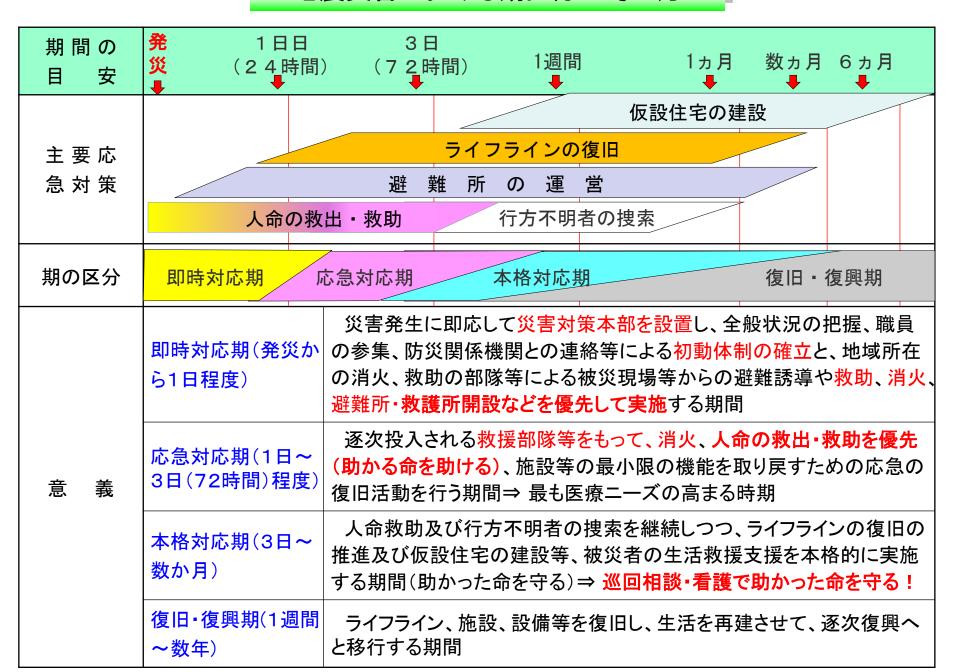
復旧支援等

仮設住宅建設

ンの復旧

生活再建

地震災害における期区分の考え方



御殿場市災害対策本部の活動状況









御殿場市災害対策本部組織図

意思決定機能

本 部 室

本部員会議

本部長

副本部長

危機管理監

災害対策本部員

- ① 教育長
- ② 企画戦略部長
- ③ 総務部長
- ④ 環境市民部長
- ⑤ 健康福祉部長
- ⑥ 産業スポーツ部長
- ⑦ 経済外交戦略監
- ⑧ 都市建設部長
- 9 教育部長
- ① 会計管理者
- ⑪ 議会事務局長
- ① 広域行政組合事務局長
- ③ 域行政組合消防長



補佐機能

総括班(危機管理課)

本部室付班

- ① 本部総括班長(危機管理課長)
- ② 本部秘書班長(秘書課長)
- ③ 本部対応班長(企画課長)
- ④ 本部動員班長(人事班長)
- 5) 本部財務班長(財務課長)
- ⑥ 本部管財班長(管財課長)
- ⑦ 本部情報班長(総務課長)
- ⑧ 本部広報班長(魅力発信班長)
- ⑨ 本部避難所支援班(未来プ課長)
- ⑩ 本部 救援物資班(農政課長)

警防本部(御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署)

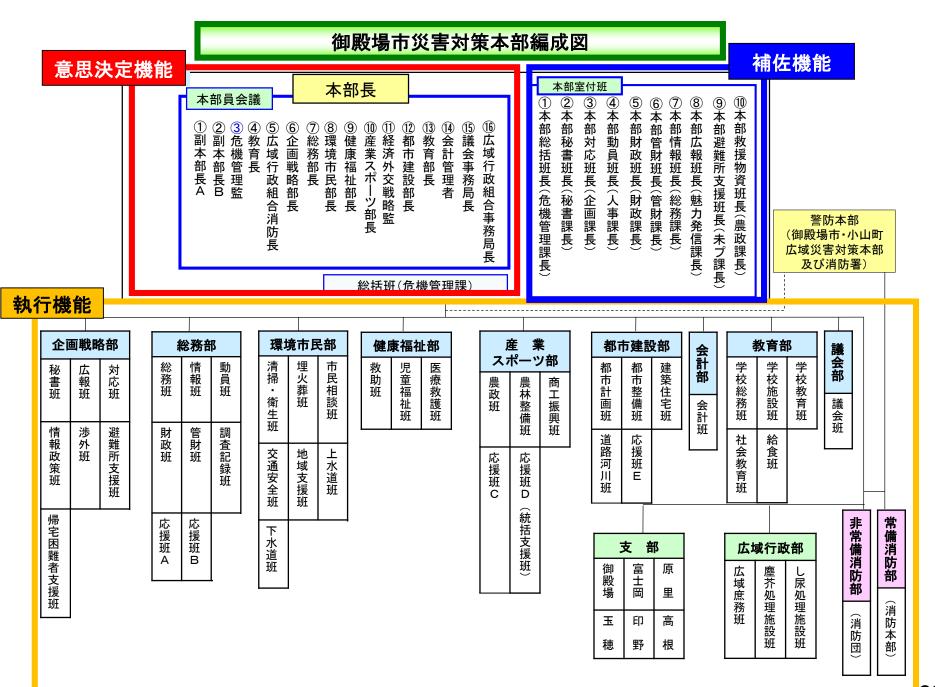
執行機能

支部(対策会議)

- ① 企画戦略部
- ② 総務部
- ③ 環境市民部
- ④ 健康福祉部
- ⑤ 産業スポーツ部
- ⑥ 都市建設部
- ⑦ 会計部
- ⑧ 教育部
- ⑨ 議会部
- ⑩ 広域行政部
- ⑪支部
- ⑬ 非常備消防部
- 14 常備消防部

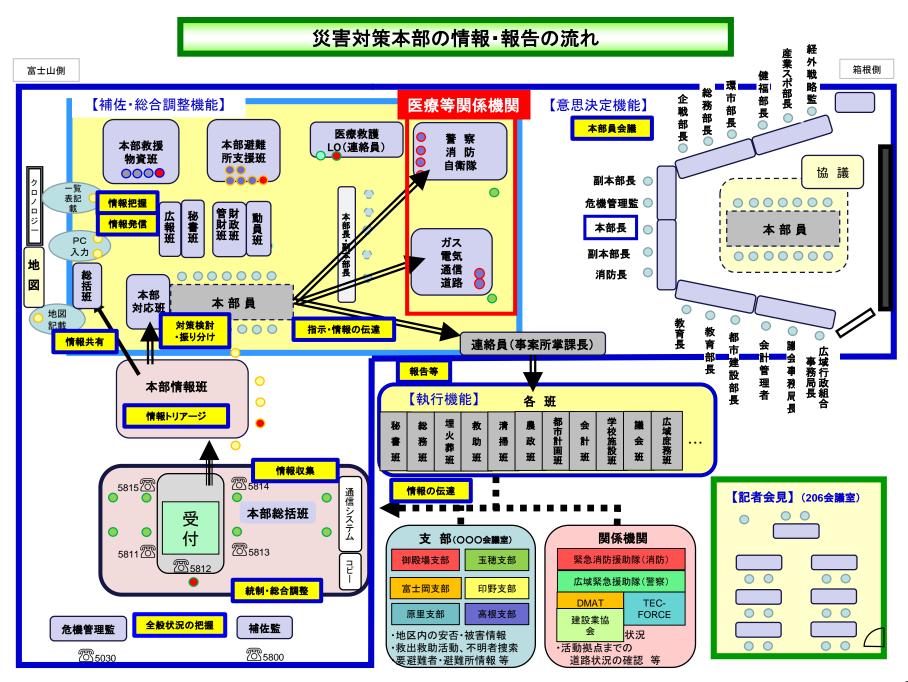
御殿場市災害対策本部組織図(課・センター等⇒班)

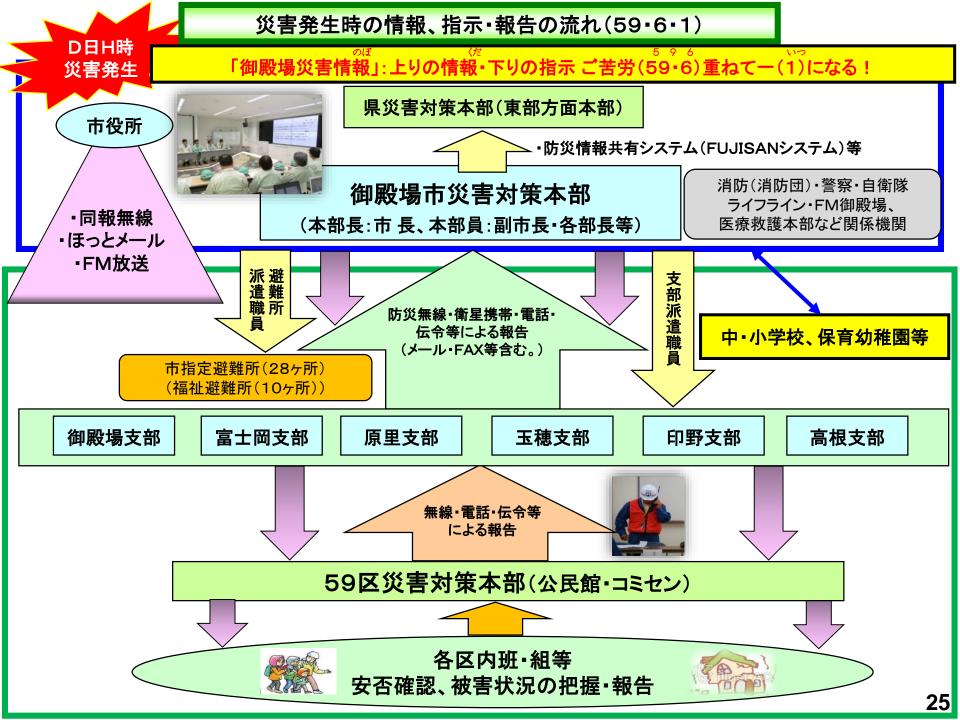
	÷n	-m -p	/// == +1 /dr -1- +n T/T /2			
L	部	課名	災害対策本部班名		農政課	農政班
		秘書課	秘書班		農林整備課	農林整備班
		企画課	対応班	産業スポーツ部	商工振興課	商工振興班
		未来プロジェクト課	避難所支援班		スポーツ交流課	応援班C
4	企画戦略部	観光交流課	帰宅困難者支援班		国土調査課	応援班D
		魅力発信課	広報班			
		デジタル戦略課	情報政策班		都市計画課	都市計画班
		演習場渉外課	涉外班		まちづくり推進課	都市整備班
		人口多少人队	1371 24	都市建設部	公園緑地課	応援班日
			総務班	HP 11- XE DX HP	建築住宅課	建築住宅班
		総務課	情報班		道路河川課	道路河川班
		1 + ===			管理維持課	22277777
		人事課	動員班			1
_		財政課	財政班	一 会計部	会計班	会計課
	総務部	管財課	管財班			T 44 01
		税務課	調査記録班	李記録班	教育総務課	教育総務班
		課税課			教育施設課	教育施設班
		特別債権対策課	応援班A	_ 教育部 _	学校教育課	学校教育班
		監査委員事務局	応援班B		社会教育課	社会教育班
<u> </u>			••••		学校給食課	給食班
		-m 1-b 2m	<u> </u>	=# <u></u>	举 本 市 物 口	=± △ T/T
		環境課	清掃-衛生班	議会部	議会事務局	議会班
		市民課	— 埋火葬班 — 		事務局庶務課	広域庶務班
		国保年金課		広域行政部	事務局資源循環課	塵芥処理施設班
_	環境市民部	くらしの安全課	市民相談班		事務局衛生センター	し尿処理施設班
	24-20-11-20 Hb	(300) X ± 11.	交通安全班市民相談班			
		市民協働課	地域支援班		御殿場地域振興センター	御殿場支部
		上水道課	上水道班		富士岡支所	富士岡支部
		下水道課	下水道班	→ 支 部	原里支所	原里支部
_				又即	玉穂支所	玉穂支部
		社会福祉課	. Dr. mi mim		印野支所	印野支部
		長寿福祉課	──救助班		高根支所	高根支部
		子育で支援課				
1	健康福祉部	保育幼稚園課	— 児童福祉班	二 非常備消防部	消防団	消防団
		健康推進課				
		救急医療課	── 医療救護班	常備消防部	消防本部	消防本部



市災害対策本部運営訓練 会場配置図







各支部(区)災害対策会議の状況







御殿場支部(15区)

富士岡支部(15区)

原里支部(10区)







玉穂支部(7区)

印野支部(3区)

高根支部(9区)



玉穂支所 (玉穂支部)

	玉穂地区
1	茱萸沢下(ぐみざわしも)
2	茱萸沢上(ぐみざわかみ)
3	中畑東(なかばたひがし)
4	中畑北(なかばたきた)
5	中畑南(なかばたみなみ)
6	中畑西(なかばたにし)
7	川 柳(かわやなぎ)

印野支所 (印野支部)

	印野地区
1	小木原(おぎわら)
2	時之栖(ときのす)
3	印 野(いんの)

原里支所 (原里支部)

高 根

4,431人

5,3%

玉 穂

8,560人

10,2%

印野 1,930人 2,3%

	の大大人人がいいなどは、大
	原里地区
1	川島田(かわしまた)
2	森之腰(もりのこし)
3	杉名沢(すぎなざわ)
4	神 場(じんば)
5	板 妻(いたづま)
6	保土沢(ほとざわ)
7	永 塚(ながつか)
8	北 畑(きたばた)
9	大 沢(おおさわ)
10	矢 崎(やざき)

御殿場市の行政区域(1・6・59)

	三子
100	富士岡
	15,919人
	19,0%
	主見際
E B	THE PARTY OF THE P
原里	
15,609人 18,6%	
10,070	

_		
		御殿場地区
	1	御殿場(ごてんば)
	2	深 沢(ふかさわ)
	3	東 山(ひがしやま)
	4	東田中(ひがしたなか)
	5	二の岡(にのおか)
	6	鮎 沢(あいざわ)
	7	新 橋(にいはし)
	8	湯 沢(ゆざわ)
	9	萩 原(はぎわら)
	10	二枚橋(にまいばし)
	11	西田中(にしたなか))
	12	北久原(ほっくばら)
	13	仁 杉(ひとすぎ)
	14	栢ノ木(かやのき)
	15	永 原(ながはら)

卸殿場支部)

御殿場

35,259人

42,1%

富士岡支所 (富士岡支部)

	富士岡地区
1	竈(かまど)
2	萩 蕪(はぎかぶ)
3	沼 田(ぬまた)
4	二 子(ふたご)
5	中山上(なかやまかみ)
6	中山下(なかやましも)
7	風 穴(かざあな)
8	中清水(なかしみず)
9	駒 門(こまかど)
10	大 坂(おおさか)
11	町 屋(まちや)
12	高 内(たこうち)
13	尾 尻(おじり)
14	神 山(こうやま)
15	富士見原(ふじみはら)

地震発生に伴い発生する被害・事象・影響

地震の発生 (規模・時期気象等)



(状況不明)





対応体制の構築











富士山噴火

建築物倒壊・流失

崖崩れ、宅地崩落

液状化・地盤沈下

ため池決壊

文教施設損壊

医療施設損壊

道路・橋梁損壊

河川施設損壊

港湾施設捐壊

空港施設損壊

鉄道施設損壊

砂防施設損壊

清掃施設損壊

農地流失・埋没

ライフライン損壊

船舶流失·損壊 家屋等流失

養殖施設の流失

農地へ海水流入

設 倒 壊

火災・炎上・爆発

汚染物質の流出

死者·行方不明者

火災の発生

自傷者の発生

避難者の発生

庁舎・職員の被災

学校施設閉鎖

医療機能の低下

路の不通

鉄道の運行停止

港湾 · 空港閉鎖

瓦礫の発生・散乱

断 水

話の不通

ガス供給停止

下水道使用停止

農漁業基盤の喪失

土壌・作物の汚染

農作物等の汚染

海洋(水)汚染

工場・発電停止

社会的不安の増大

震災孤児の発生

帰宅困難者の発生

孤立地域の発生

行政機能の不全

応急対処の遅れ

避難所開設制約

応援部隊進出遅延

救助活動の遅延

消火活動の遅延

医療活動の制約

救援物資輸送遅延

遺体処理の制約

互 礫処理の所要大

事業所閉鎖・移転

流通機能のマヒ

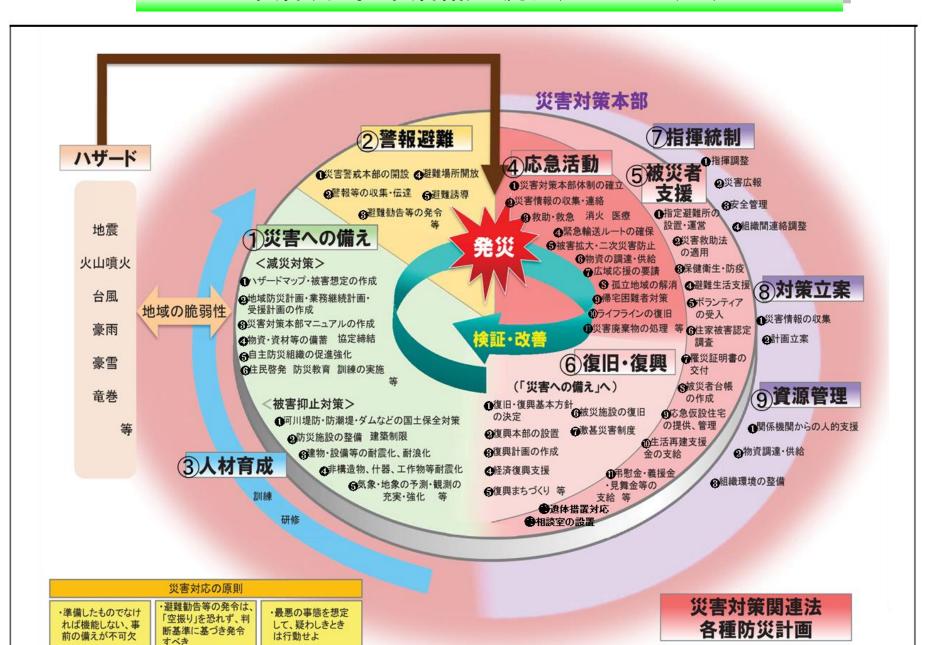
農漁業活動の停止

外国人の国外退去

資機材 · 雷力不足

広地域立入禁止

災害(平時~災害飴)の流れ(フェーズフリー)



御殿場市災害対応務担当分掌(平時:課・災害時:班編成)

	実施項目	細部実施内容	担 当
平時	①災害の備え	〈減災対策〉 ●ハザードマップ・被害想定の作成 ❷地域防災計画・業務継続計画・受援計画の作成 ❸災害対策本部 マニュアルの作成 ④物資・資材等の備蓄 ❺災害協定締結 ❻住民啓発・防災教育・訓練の実施	◎危機管理課
		〈被害抑止対策〉 ❶河川堤防・防潮堤・ダムなどの国土保全対策 ❷防災施設の整備、建築制限❸ 建物・設備等の耐震化 ④非構造物、工作物等耐震化 ❺気象・気象の観測・観測の充実・強化	◎都市建設部 ⑤ 総括班
	②警報避難	❶災害警戒本部の開設 ❷警戒等の収集・伝達 ❸避難指示等発令 ④避難場所開放の指示 ❺避難誘導	◎総括班
	③人材育成	●訓練 ❷研修	◎危機管理課
災害時	④応急活動	 ①災害対策本部体制の確立(危機管理課 ⇒ 総括班) ②災害情報の収集・連絡(総務課 ⇒ 情報班) ③救助・救急、消火・医療(消防本部、健康推進課・救急医療課 ⇒ 医療救護班) ④緊急輸送ルートの確保(道路河川課・管理維持課 ⇒ 道路河川班) ⑤被害拡大・二次災害防止の指示(危機管理課) ⑥物資の調達・供給(避難所・避難所外被災者含む。)(農政課 ⇒ 救援物資班) ⑦広域応援の要請(危機管理課) ③孤立地域の解消(危機管理課) ⑨帰宅困難者対策(観光交流課 ⇒ 帰宅困難者支援班) ⑩ライフラインの復旧(都市計画課・管理維持課 ⇒ 道路河川班) ⑪災害廃棄物(災害ごみ)の処理(環境課 ⇒ 清掃・衛生班) 	●総括班 ②情報班 ③消防本部·医療救護班 ④道路河川班 ⑤総括河所教授物資班 ④数援物資班 ④③総括班 ⑨帰宅困難者支援班 ⑩道路河川班(管理維持) ●清掃·衛生班
	⑤被災者支援	 ●指定避難所の設置・運営(未来プロジェクト課 ⇒ 避難所支援班、ペット担当:環境課 ⇒ 清掃・衛生班) ②災害救助法の適用(社会福祉課・災害救助法担当業務区分) ④避難生活支援(社会福祉課・長寿福祉課) ⑤保健衛生・防疫(健康推進課・救急医療課 ⇒ 医療救護班) ⑥オランティアの受入(本部立上げ:社会福祉協議会との連携)(市民協働課 ⇒ 地域支援班) ⑥住宅被害認定調査 ⑦罹災証明書の交付 ③被災者台帳の作成(税務課・課税課 ⇒ 調査記録班) ⑨応急仮設住宅の提供、管理(建築住宅課 ⇒ 建築住宅班) ⑩生活再建支援金の支給(社会福祉課 ⇒ 救助班) ⑪中慰金・義援金・見舞金等の支給(総務課 ⇒ 総務班、社会福祉課 ⇒ 救助班、会計課 ⇒ 会計班) ⑪遺体措置・対応(市民課・国保年金課 ⇒ 埋火葬班) ⑭相談室(被災者なんでも相談)の設置(くらしの安全課 ⇒ 市民相談班) 	①避難所支援班 ②②救助班(②救急医療関係) ③医療救護班 ⑤ 地域支援班 ⑥ ②調查記録班 ③ 建築住宅班 ⑪救助班 ①総務班(支援)・会計班 ② 埋火葬班 ⑧市民相談班
	⑥復旧・復興	●復旧・復興基本方針の決定②復興本部の設置③復興計画の作成④経済復興支援⑤復興まちづくり⑥被災施設の復旧⑦激甚災害制度(都市計画・都市整備・建築住宅・公園緑地・建築住宅・道路河川・管理維持課)	◎都市建設部 ·総括班
	⑦指揮統制	●指揮調整(危機管理課) ❷災害広報(魅力発信課 ⇒ 広報班)❸安全管理 ④組織間連絡調整	総括班、❷広報班
	⑧対策立案	●災害情報の収集(危機管理課) ❷計画立案(危機管理課)	総括班
	9資源管理	●関係機関からの人的支援 ❷物資調達・供給(農政課)❸組織環境(庁舎)の維持管理(管財課 ⇒ 管財班)	❷救援物資班 ❸管財班

新潟県中越沖地震の教訓

- 1 発生日時: 平成19年7月16日(月) 10時13分頃
- 2 震央地名: 新潟県上中越沖
- 3 震源の深さ: 約17km
- 4 地震規模: マグニチュード6.8
- 5 各地の震度: 震度6強一新潟県柏崎市、長岡市、刈羽村
 - 震度6弱一新潟県上越市、小千谷市、出雲崎町
- 6 津波: 津波注意報(同日11時20分解除)
- 7 被害: 3年前の新潟県中越大震災の苦難の記憶覚めやらぬ

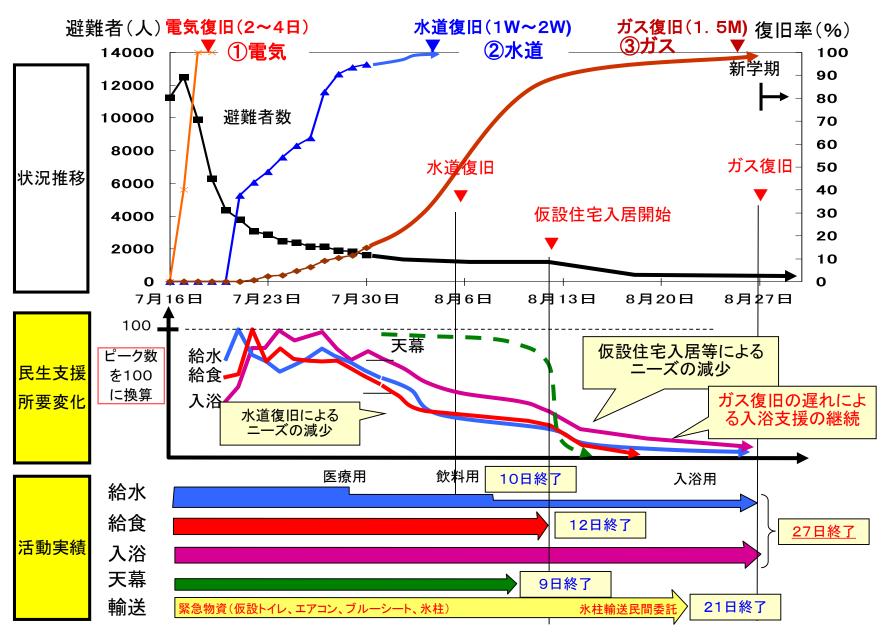
新潟県に、再び大きな被害をもたらした。

県下20の市町村が被災し、15人の尊い生命が失われ、

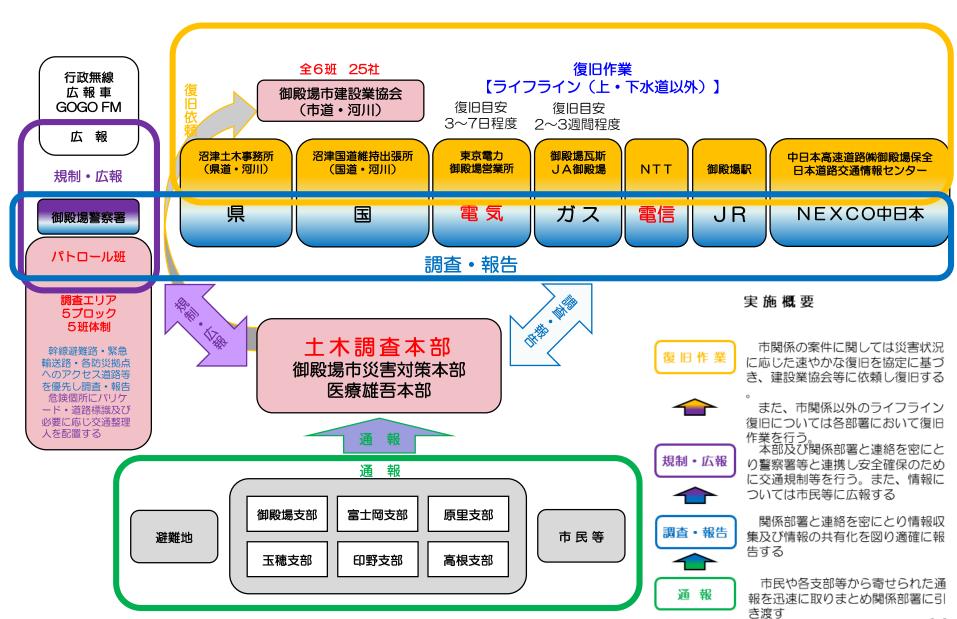
重軽傷者2千名を超えたほか、ピーク時には1万2千人

以上の方々が避難所での不自由な生活を余儀なくされた。

中越沖地震における民生支援所要の変化と活動実績

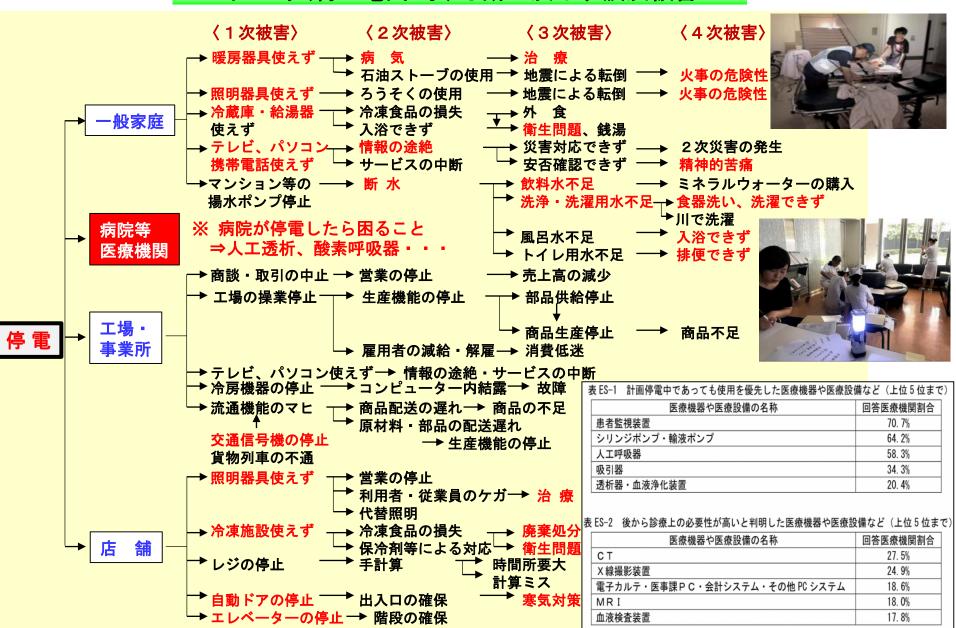


災害時連絡系統・実施概要図(ライフライン機関との連携)



33

インフラ(特に電気・水)寸断が及ぼす波及被害



災害医療実施のための体系的なアプローチ(CSCATTT)

- ●災害医療(看護)における共通言語:CSCATTT(シスキャットトト)
 - ▶災害医療に従事する、多くの職種に定着している「基本原則」
 - ⇒ CACSを医療管理項目(基盤・マネジメント)、TTTを医療支援項目といい、

「CSCA」体制確立(基盤)なくして⇒「TTT」が円滑に機能せず。

①C:組織化された指揮命令系統·組織間の相互協力体制の確立

②S:現場における安全確保 ③C:各種手段により関係機関との意思疎通·情報伝達

④A: 現場における多角的な評価・判断 ⑤T: 負傷者のトリアージ(優先順位等決定)

⑥T: 応急処置 ⑦T: 後方·広域搬送(輸送)

	項目		体制整備のポイント(例)
Medical Management	C : Command & Control	指揮と統制	本部対策室、組織体制、機関連携、ネットワーク
(マネジメント)	S : Safety	安全確保	制服、耐震対策、防寒避暑対策、安否調査
	C : Communication	情報伝達	情報・通信ツール(SNS を含む)、関係者名簿
	A : Assessment	評価	訓練、避難所シミュレーション、災害時要援護者の把握
Medical Support	T : Triage	トリアージ	スキル研修・訓練、タッグの整備、トリアージ資器材
(実践)	T : Treatment	治療	救護所設置用資器材、配備計画、訓練
	T : Transport	搬送	搬送用資器材、搬送技術訓練

35

参考資料

自治体及び職員の防災上の責務

問題認識:防災上の責務の自覚と活動がなされていない(自分は防災には関係がない)

自治体の責務

災害対策基本法

- 〇地域住民の生命、身体 及び財産を災害から保 護
- 〇地域防災計画の作成・ 実施

防災基本計画

- ○防災の基本方針
 - ①周到かつ十分な災害 予防
 - ②迅速かつ円滑な災害 応急対策
 - ③適切かつ速やかな災 害復旧・復興
- 〇地域防災計画、マニュ アルの作成、訓練等に よる周知徹底

市町村長の防災上の責務

- ①防災に関する組織の整備
- ②防災に関する教育・訓練
- ③防災に関する物資・資材の備 蓄・整備・点検
- ④防災に関する施設・設備の整 備・点検
- ⑤災害が発生した場合の、相互 応援、民間団体との協力の確 保に係わる事前措置

地域防災計画の策定

- 〇地震、津波、風水害、火山、 雪害、原子力等の災害対策
 - ①災害予防
 - ②災害応急対策
 - ③災害復旧·復興
- ○各機関の役割の明確化、相互 の密接な連携、広域的な視点 での計画の作成・対策の推進

災害対策本部

〇目 的

災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に 防災を推進

〇組 織

対策本部長、副本部長、 本部員、その他の職員

- 〇執行事務
 - ①災害情報の収集
 - ②災害予防及び災害応急 対策の実施

市町村職員の防災上の責務

- ①災害予防施策の推進
- ②防災に関する教育・訓練 への参加(法48条)
- ③災害対策本部要員として の活動の実施



救護所の設置・運営状況

1 全 般

27日(木) 9時に医療救護本部を設置。全救護所(5か所)及び全救護病院(4病院)を開設し、24時間体制で医療救護を実施(開設完了時間 10:30)

2 負傷者等の発生状況(救護所・救護病院)死者10人、重傷者58人、 軽症者510人(重傷者のうち10人を災害拠点病院等へ転送)

- 3 医療救護活動の問題点及び処置
- ①救護所の医薬材料が不足。薬剤師会に支援要請。 ドラッグストア協会よりロキソニン・シップ等の支援あり。
- ②富士岡地区の負傷者が多く、医師等が不足。 県にDMAT(災害派遣医療チーム)の派遣要請。





救護所の設置・運営

1 基本方針

災害発生時、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護本部を設置し、 救護所を開設する。また、あらかじめ指定した救護病院を開設し、医療救護活動を実施する。

- 2 実施要領
- (1) 医療救護本部の開設

保健センターに医療救護本部を開設し、救護所、救護病院、災害対策本部、県等との連絡調整を実施

- (2) 救護所の開設
 - 市内5カ所に救護所を開設し、トリアージ、軽症患者の処置等を実施
- (3) 救護病院の開設
 - 市内4病院を救護病院を開設し、中・重症患者の処置、搬送等を実施
- (4) 傷病者の救護所・救護病院等への搬送 救護所、救護病院、災害拠点病院までの患者搬送体制を整備

災害対策本部各部班事務分掌及び作成すべき計画・マニュアル等(案)

災害対策本部本部員等		事 務 分 掌	既存の計画・マニュアル	計画作成上の参照				
() 健康福祉部長	【①救助班】 ·社会福祉課長 ·長寿福祉課長	①所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧の実施促進 ②災害救助法の適用 ③応急救護を要すると認める者の救護 ④避難者名簿の作成 ⑤避難地・避難所における応急相談 ⑥協定(福祉)避難所との調整 ⑦要配慮者の安否確認及び支援 ⑧遭難者の救護 ⑨応急仮設住宅への入居 ⑪社会福祉協議会との連絡調整 ①災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施 ②り災低所得者の救護対策 ③部内の連絡調整 ★「福祉避難所、死体の捜索、死体の処置」	★ 御殿場市要配慮者避難支援計画 (平成27年12月) ★ 御殿場市遺体措置計画 (平成29年12月) ★御殿場市福祉避難所運営マニュアル (平成28年3月) ☆「災害用慰金支給計画」	①地域防災計画共通第2章第12節 「要配慮者支援計画」 ②地域防災計画共通第3章第16節 「遺体の捜索及び措置埋葬計画」 ③地域防災計画共通第3章第22節 「社会福祉計画」(り災低所得者保護) ④地域防災計画共通第4章第1節-9 「社会福祉施設災害復旧事業計画」 ⑤地域防災計画共通第4章第3節 「被災者の生活再建支援」 1:災害弔慰金等の支給、2:被災者の援護、3:要配慮者の支援 ⑥地震対策編第5章第10節-9 「(遺体の捜索)及び措置」 ⑦地震対策編第5章第12節 「被災者の生活再建等への支援」 ⑧地震対策編第6章第8節-5 「被災者の生活再建支援」(要配慮者の支援)				
	【②児童福祉班】 ・子育て支援課長 ・保育幼稚園課長	①児童福祉施設の被害状況調査及び災害応急復旧 ②児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引き渡し ③児童福祉施設の児童避難状況取りまとめ ④り災児童の救護 ⑤り災母子世帯の救護	●「児童福祉班行動計画」	●災害救助法の実施計画(3章6節)				
	【③医療救護班】 •健康推進課長 •救急医療課長	①被災者の医療救護 ②医療編成 ③医療救護所の開設・運営 ④医療救護所の医薬品等の準備 ⑤広域応援部隊(医療関係)受け入れ・運用 ⑥所管施設被害状況調査及び災害応急復旧 ⑦収容可能医療機関の把握 ⑧医療薬品及び衛生資材の調達 ⑨感染症患者の隔離収容 ⑪医師会、歯科医師会、県看護協会、薬剤師会、県助産師会及び御殿場健康福祉センターとの連絡調整 ⑪医療救護本部との調整(本部立上げの適否) →「医療教護本部との調整(本部立上げの適否)	★ 御殿場市医療救護計画 (平成10年10月) ※ 医療救護本部立上げ条件 市が被害状況、負傷者の 発生状況、医療救護班の状 況などを考慮し、総合的に判 断して設置する。 ◆ 救護所の設置基準	①地域防災計画共通第3章第13節 「医療·助産計画」 ②地域防災計画共通第4章第1節 「公共医療施設、病院等災害復旧事業計画」 ③地震対策編第5章第10節-4 「医療救護活動」				
	健康福祉部	(①救助班) ・社会福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・子寿育幼稚園課長 ・保育幼稚園課長 【③医療救護班】 ・健康推進課長	(①教助班) ・社会福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・ 長寿福祉課長 ・ 大育で支援課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ 大育の支援課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ 大育の支援課長 ・ 大育の支援課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ 大育の支援課長 ・ 大育の支援課長 ・ 大育の支援課長 ・ 大育の大田・ 大田・ 大田・ 大田・ 大田・ 大田・ 大田・ 大田・ 大田・ 大田・	(① 取助班 】 ・社会福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・長寿福祉課長 ・選難者を第の作成 ・選難者を第の作成 ・選難者を第の作成 ・ 選難所における応急相談 ・ (の協定信袖) 避難所における応急相談 ・ (の協定信袖) 避難所における応急相談 ・ (の協定信袖) 避難所における応急相談 ・ (の協定保証とへの入居 ・ (のは会福祉協議会との連絡調整 ・ (の文字施 ・ (の力の連絡調整 ・ (の対象研察 ・ 大「福祉避難所、死体の捜索、死体の処置」 ・ 子育て支援課長 ・保育幼稚園課長 ・ 保育幼稚園課長 ・ (②児童福祉班) ・子育て支援課長 ・保育幼稚園課長 ・ (②児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引き渡し ・ (②児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引き渡し ・ (②児童福祉施設の児童の避難状況取りまとめ ・ (④り災児童の教護・ ⑤り災母子世帯の教護 ・ (次書教財法事務) 【③ 医療教護班】 ・ 健康推進課長 ・ 教急医療教護所の際変品等の準備 ・ (の広域応援部隊(医療関係)受け入れ・運用 ・ (の所管施設被害状況調査及び災害応急復旧 ・ (不成27年12月) ・ 本 御殿場市福祉避難所運営マニュアル ・ (平成28年3月) ・ 全 (平成28年3月) ・ 本 「災害・中間・ (平成28年3月) ・ 全 (平成28年3月) ・ 本 「災害・中間・ (平成28年3月) ・ 本 「児童福祉避難所運営マニュアル ・ (平成28年3月) ・ 本 「災害・中間・ (平成28年3月) ・ 本 「児童福祉避難所運営マニュアル ・ (平成28年3月) ・ 本 「児童福祉避難所運営マニュアル ・ (平成28年3月) ・ 本 「災害・中間・ (平成28年3月) ・ 本 「児童福祉避難所運営マニュアル ・ (平成28年3月) ・ 本 「災害・中間・ (平成28年3月) ・ 本 「児童福祉班が運営・ (災害・大い調査を対しません) ・ 本 御殿場市医療教護計画 ・ (平成10年10月) ・ ※ 医療教護班の状況など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

講話項目

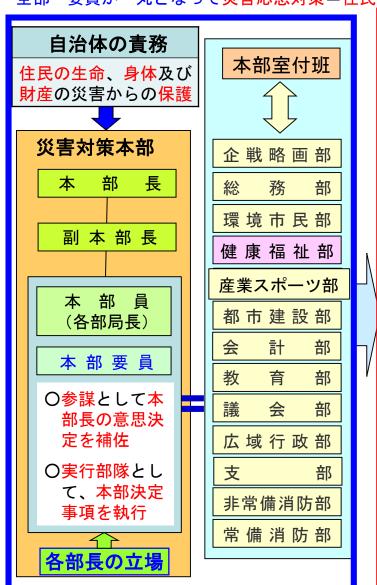
I 御殿場市の防災上の特性

Ⅱ 災害対策本部の設置・組織・活動

Ⅲ 医療救護本部との連携・情報共有

災害対策本部として執るべき災害応急対策

全部・要員が一丸となって災害応急対策=住民の生命、身体、財産の保護を遂行する!!



実施すべき業務

執るべき災害応急対策

- ◎ 発災当日の被害状況
- ①救護所の開設・運営状況
- ②避難所の開設・運営状況
- ③応急危険度判定実施状況
- ④備蓄物資の配分状況
- ⑤ライフラインの復旧状況
- ⑥観光客への対応
- ⑦遺体収容所の開設・運営状況
- ⑧災害ボランティア本部開設支援
- ⑨農林業施設の被害及び復旧状況
- ⑩安全情報の収集に関する状況
- ⑪市民広報及び報道対応状況
- ⑪職員の被害状況及び再編成
- ③本部施設の被害・復旧状況
- ⑭公用車の集中管理(配車)状況

住 民

学 校(避難所)

59区会、自主 防災会等

管理施設

関係機関

事業者

協定業者

観光施設

マスコミ

社会福祉 協議会

要報情請告報

要要集求請・

相連談絡

対整応

の調達

• 収

• 提

医療関係者 (医師会等)

国・他自治体

応援部隊

協定締結市

要援護者

在留外国人

その他

災害時救護所を立ち上げる条件

災害時救護所は、災害対策本部が地域の被災状況や負傷者の発生状況、医療班の状況などを考慮 し、設置を決定します。災害の規模や種類(地震や津波など)によって設置場所や目的も異なる。

◆救護所の設置基準

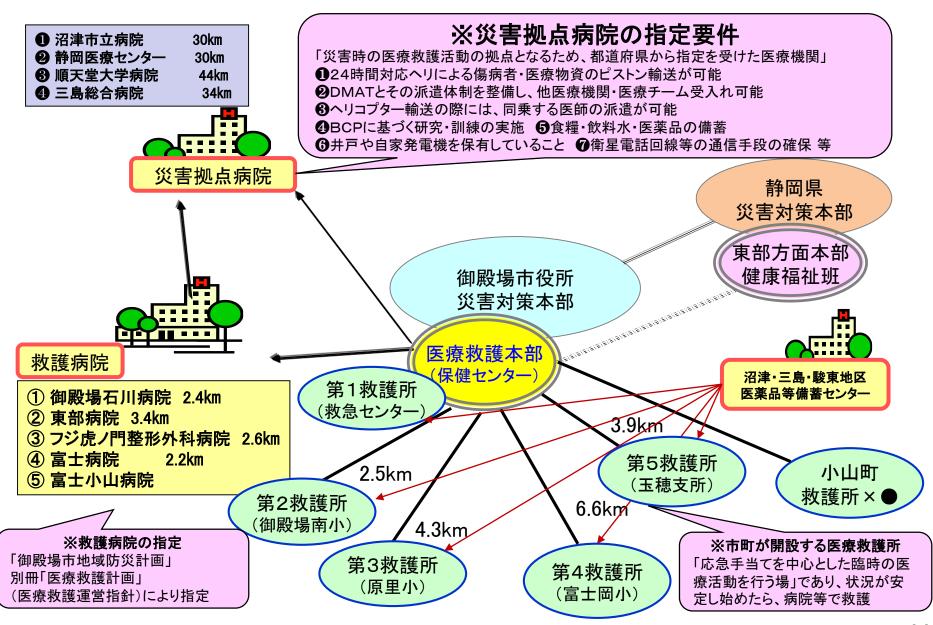
災害対策本部(健康福祉部⇔医師会等)は、以下の状況を目安として医療救護所の設置を決定

- * 多数の負傷者発生:市内の医療機関の診療能力を超えるほどの負傷者が一度に発生した場合
- * 医療機能の状況: 医療機関が多数被災し、十分な診療機能を発揮できないと判断した場合
- *負傷者の増加予測:災害発生から時間が経過するにつれて、負傷者が増加するおそれがある場合
- ◆ 救護所の設置場所

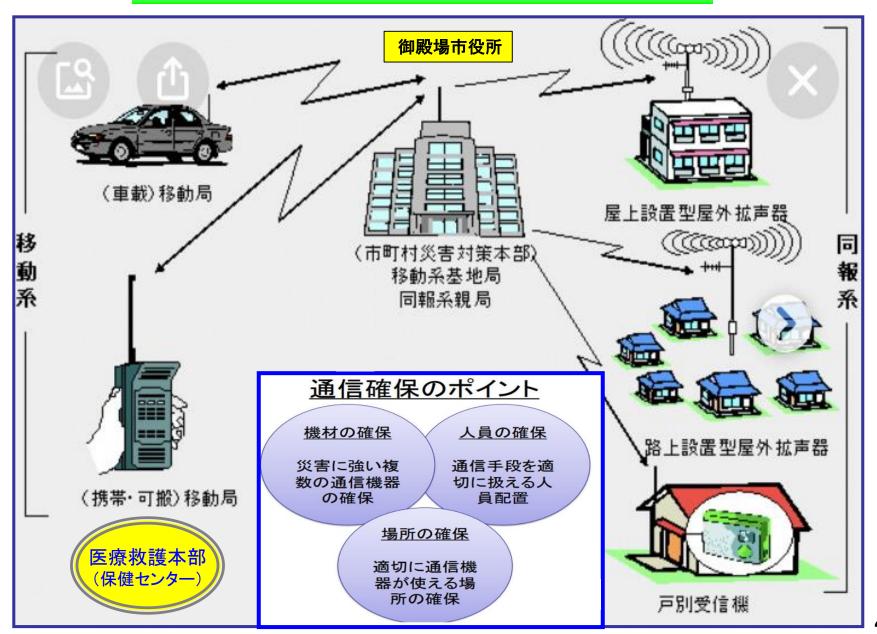
救護所が設置される場所(全部又は一部)は、主に以下の点に留意して決定

- *被害甚大な地域:特に被害が大きい地域に配置
- * 負傷者が見込まれる地域:多数の負傷者が発生すると予測される地域
- * 医療機関の機能低下地域:既存の医療機関の診療機能が低下している地域
- * 負傷者の集まりやすい場所:避難所など、負傷者や被災者が集まりやすい場所
- * ライフラインの確保容易性:電気、水道などのライフラインが確保しやすい場所
- * 十分な広さの確保: トリアージや応急処置ができる十分な広さがある場所 被害想定に基づき、地域防災計画(第13節 医療・助産計画の整備)、訓練の実施が重要

災害医療対応の整備(御殿場市・小山町の災害医療体制)



災害対策本部と医療救護本部の通信の確保

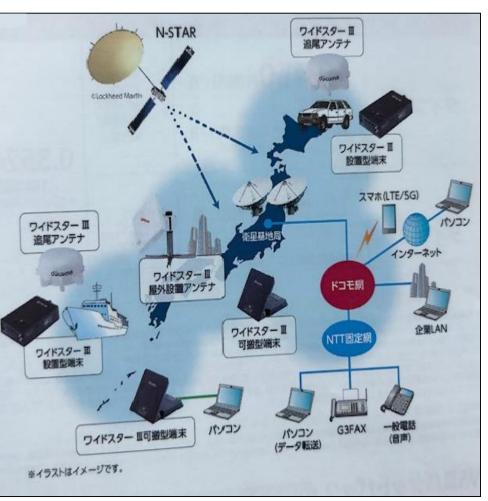


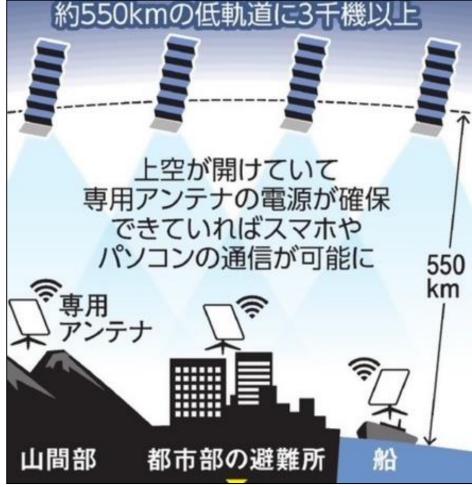
本部間のネットワークの強化

衛星電話(ワイドスターⅡ)

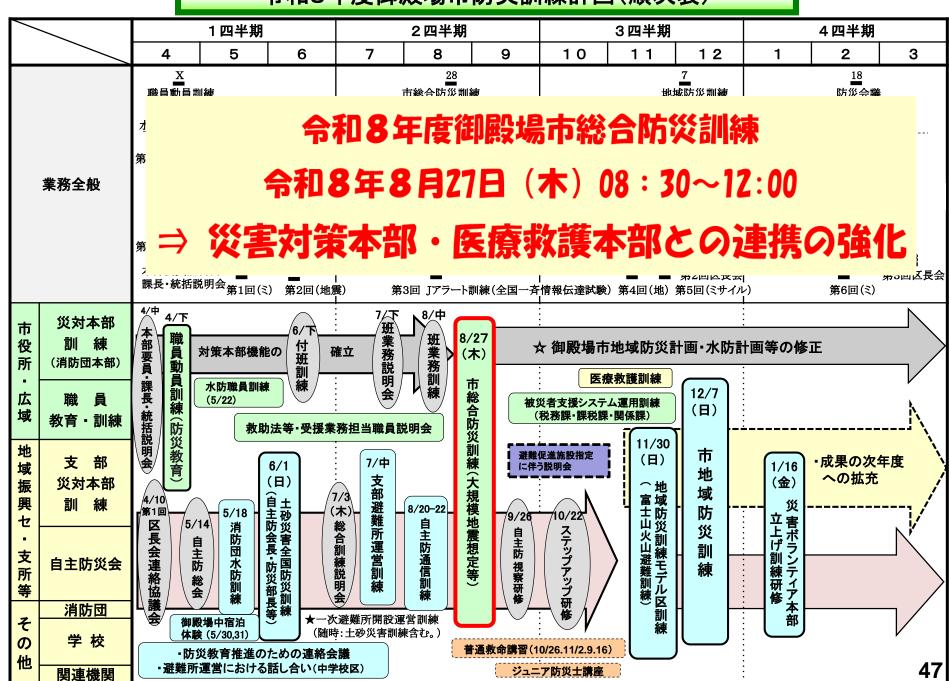
衛星Wi-Fi(スターリンク)



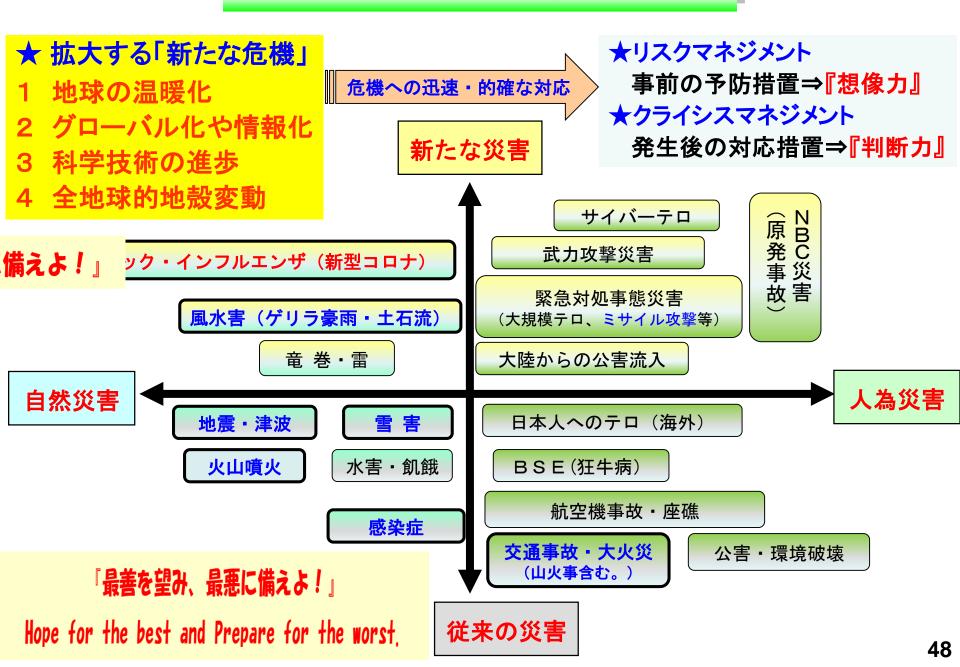




令和8年度御殿場市防災訓練計画(順次表)



我々に迫り来る「危機事案





やれることはすべてやったし、手を抜いたことは一度もありません。 常にやれることをやろうとした自分がいたこと、それに対して準備ができたことに 誇りに思っています。

大規模災害時における消防本部の動き

令和7年11月13日(木) 消防本部 警防課

消防力

市町の火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員。

職 員 数 : 167名

施 設 : 2署3分署

御殿場署・富士岡分署・西分署

小山署·須走分署

消防車両 : 7車両

救助工作車 : 2車両

特殊車両: はしご車・化学車・水槽車・資機材搬送車

救急車両 : 6車両 予備車2台

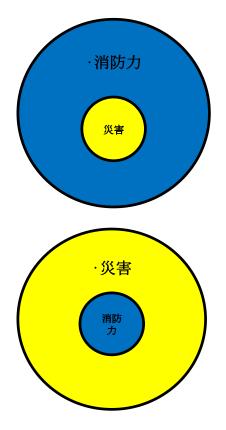
消防本部の警防活動

●通常時の災害

消防力 > 災害 = 通常の活動 (火災・救急・救助)

●大規模災害時

消防力 < 災害 = 大規模災害の対応



● 警防本部の設置

- •大規模災害時、**警防本部**を設置、活動をコントロールしていきます。
- 災害対応に優先順位を決め対応していきます。

● 優先順位

- 1 消防力を火災対応に優先
- 2 火災対応効果あり消防力に余力がある場合、並行して救助・救急
- 3 火災の危険性が低い場合は救助・救急 に主力

● 情報収集

被害状況の把握・被害の種別(火災・倒壊・土砂災害など)・道路状況 重要施設(防災施設・医療機関など)

● 静岡県消防相互応援協定

第1要請(近隣)→第2要請(東部地区)→第3要請(県内全域)

※応援要請は、原則として第1要請、第2要請、第3要請の順に行う。 ただし、市町長等が必要と認めたときはこの限りではない。



● 緊急消防援助隊(要請)

県内の消防力を総動員しても、これに十分対処できない事態。

要請は被災地の市町長(必要に応じて消防長)

緊急消防援助隊とは

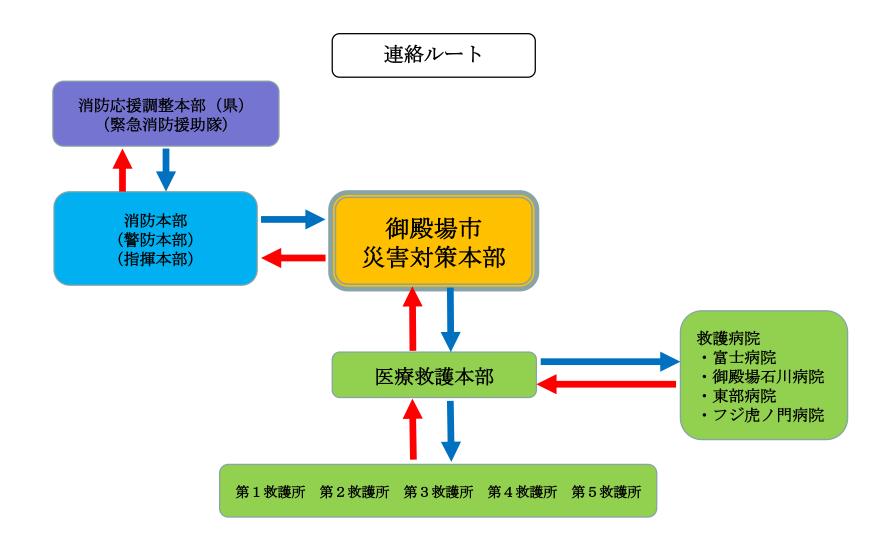
大規模災害等により甚大な被害が発生し、都道府県内の消防力を 総動員しても、これに十分対処できない事態になると、都道府県 の区域を超えて出動する隊が「緊急消防援助隊」となります。

- 緊急消防援助隊受援
 - 〇 消防の動き(被災地消防本部)
 - 大規模災害の対応及び情報収集
 - ・緊急消防隊の受け入れ態勢準備



指揮者は被災地の市町長または当該市町長の委任を受けた消防長 ※緊急消防援助隊到着までに被災情報を集約し活動の方向性を決めておく

- 緊急消防隊援助隊の進出
- ・現地合同調整所を設置災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における 情報共有及び活動調整を行う
- ・災害現場での活動開始



● 緊急消防援助隊(活動開始後)

<u>被災地消防本部</u>は通常災害の対応に移りますが、受援のための 活動が主になってしまう。

- ※緊急消防援助隊の活動外を対応する。
- 災害現場での活動後 (1日の活動の終わりでは)

市災害対策本部において活動調整会議の実施。

自衛隊・警察・DMAT等関係機関を交えて、活動内容の共有、翌日の 活動方針の調整を行います。

● 救急特別編成部隊(新たに運用)

多数の傷病者の発生<u>その他の事情</u>により特に集中的に救急活動を 必要とする災害に対し救急活動を行う部隊。

